

春日井市立中学校標準服認定要領

（目的）

1 春日井市立中学校に導入された制服について、生徒が安心して着用できる品質を担保するため、別に定める仕様書に適合した制服の認定について、必要な事項を定める。

（定義）

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 制服 「春日井市立中学校標準服規定」（令和4年5月27日付け春日井市教育委員会学校教育課制定）によって定める制服をいう。
- (2) 仕様書 「春日井市立中学校標準服規定」をいう。
- (3) 事業者 制服を製造する法人、団体又は個人をいう。

（申請）

3 制服を製造しようとする事業者（以下、「申請者」という。）は、春日井市立中学校標準服製造申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請するものとする。また、申請者は、仕様書に基づく実物サンプルを教育委員会が指定する日までに提出しなければならない。

（認定）

4 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、認定の可否を決定し、春日井市立中学校標準服認定通知書（第2号様式）又は春日井市立中学校標準服非認定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

（変更）

5 前項の規定による認定を受けた申請者（以下、「認定事業者」という。）が、その制服の仕様等を変更しようとするときは、春日井市立中学校標準服製造申請書に、認定通知書の写しを添付して、教育委員会に申請するものとする。また、その変更が規定・品質に係るものの場合は、変更後の実物サンプルを提出しなければならない。

（変更の認定）

6 教育委員会は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その認定の可否を決定し、春日井市立中学校標準服変更認定通知書（第4号様式）又は春日井市立中学校標準服非認定通知書により、申請者に通知する。

(指示等)

7 教育委員会は、製品の取扱い、仕様等について改善等の必要があるときは、申請者に対し、指示をすることができる。

(取消し)

8 教育委員会は、認定を受けた申請者が前項の指示に従わないときや、製品に規定違反が認められた場合は、その認定を取り消し、春日井市立中学校標準服認定取消通知書（第5号様式）により、申請者に通知する。

(公表)

9 教育委員会は、前項の規定による認定の取消しを行った場合は、当該事実の公表をすることができる。

(廃止の届出)

10 認定を受けた制服の製造・販売を取りやめるときは、春日井市立中学校標準服廃止届（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(雑則)

11 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月27日から施行する。